

# 令和6年6月より建設発生土の搬出先の確認が 最終搬出先まで義務づけられます！ ～ストックヤード運営事業者登録制度を活用ください～

令和3年7月に熱海市で発生した土石流災害を受け、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が施行されるとともに、資源有効利用促進法省令の改正により、建設発生土が適切に利用・処分されるよう、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています（次ページを確認ください）。

令和6年6月からは、ストックヤードに搬出した場合においても最終搬出先まで確認を行うことが義務づけられます。

国に登録されたストックヤードに搬出した場合は、最終搬出先までの確認を行うことが不要となります。

## ◆令和6年6月から始まる最終搬出先までの確認制度◆



登録ストックヤードに搬出した場合は  
最終搬出先まで確認することが不要となります。



・最終搬出先までの確認制度（波線部）はR6.6から始まります。

普段からお取引のあるストックヤード事業者の皆様に、  
登録制度のご紹介をお願いします。

# 「建設発生土の搬出先の明確化」による 新たな制度が始まっています！ ～資源有効利用促進法省令改正～

「建設発生土の搬出先の明確化等」の取組として、資源有効利用促進法の省令改正（令和5年1月より順次施行）により、搬出先の盛土規制法の許可等の確認や搬出後の土砂受領書等の確認が義務づけられています。



## ＜再生資源の搬入又は指定副産物の搬出前に実施すること＞

- 契約の際は、運搬費その他指定副産物の処理に要する経費の見積もりを適切に行うよう努めてください。
- 再生資源利用促進計画・再生資源利用計画（以下、計画）を作成してください。
  - 一定規模以上※<sup>1</sup>の工事を施工する場合、計画を作成すること
  - 建設発生土を搬出する際は、あわせて以下の項目の確認結果票を作成すること
    - ① 建設発生土の搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることの確認※<sup>2</sup>
    - ② 発注者等が行った土壤汚染対策法等の状況等の確認
  - 計画書は発注者へ提出し説明すること
  - 計画書は工事現場の公衆の見やすい場所へ掲示すること
  - 作成した計画を運送事業者に通知すること
  - 工事現場に責任者を置くことにより管理体制を整備し、同計画の事務を適切に行うこと

※<sup>1</sup> 計画を作成しなければならない一定規模以上の工事

再生資源利用促進計画（建設副産物を搬出する際の計画） 土砂500m<sup>3</sup>以上、Co塊・As塊・建設発生木材は合計が200t以上

再生資源利用計画（再生資源を利用（搬入）する際の計画） 土砂500m<sup>3</sup>以上、碎石500t以上、加熱アスファルト混合物200t以上

※<sup>2</sup> 盛土規制法や土砂条例、他法令による許可及び届出が行われているかなどを確認



## ＜建設発生土の搬入後又は搬出後に実施すること＞

- 建設発生土を搬出先へ搬出したときは、受領書の交付を求め搬出先を確認してください。
- 受領書の写しを工事完成後5年間保存してください。
- 搬出先が計画書と一致することを確認してください。
- 建設発生土を他の建設工事やストックヤードから受入れたときは、搬入元に受領書を交付してください。

## ＜建設工事の完成後に実施すること＞

- 計画の実施状況を記録・保存してください。
  - 元請業者は、計画の実施状況を把握して記録し、受領書の写しと合わせて5年間保存すること
  - 発注者から請求があったときは、計画の実施状況を発注者に報告すること
- 建設発生土の最終搬出先の記録の作成・保存してください（令和6年6月より施行）。
  - 元請業者は建設発生土が計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記載した書面を作成し、保存すること
  - 更に他の搬出先へ搬出されたときも同様である
  - ただし、①～④に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。
    - ① 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
    - ② 他の建設現場で利用する場合
    - ③ ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード
    - ④ 土砂処分場（盛土利用等し再搬出しないもの）



↑（前ページをご覧ください）